

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
港湾及び空港における工事安全対策業務 R3.4.1 ~ R4.2.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(特)みなとサポート 神奈川県横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,705,377	4,697,000	99.82%	
水中部施工状況確認業務 R3.4.1 ~ R4.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	36,141,414	35,640,000	98.61%	
港湾・空港整備に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 R3.4.1 ~ R4.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	52,166,012	51,920,000	99.52%	
関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務 R3.4.1 ~ R4.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	11,638,221	10,703,000	91.96%	
船舶機械技術資料作成業務 R3.4.1 ~ R4.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	20,746,000	19,096,000	92.04%	
建設資材等価格調査 R3.4.9 ~ R4.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.9	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	27,170,000	26,345,000	96.96%	
船舶機械施工確認業務 R3.4.13 ~ R4.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.13	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	11,286,000	9,955,000	88.20%	
令和3年5月 該当なし									
東京港臨港道路(南北線)中央防波堤内側地区護岸築造等工事 東京都江東区海の森地先、東京都大田区令和島製作ヤード R3.6.16 ~ R4.2.16 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.6.16	五洋建設(株) 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	420,189,000	405,900,000	96.59%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
鹿島港外港地区岸壁(-12m)築造工事 鹿島港外港地区内 R3.6.25 ~ R4.3.30 港湾土工工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.6.25	東洋・本間特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設(株) 関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	-	一般競争入札 (総合評価)	1,581,932,000	1,449,250,000	91.61%	
東京湾浅場造成工事 千葉県富津市富津沖、千葉県富津市新富地先 R3.6.25 ~ R4.3.24 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.6.25	東亜・りんかい日産特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株) 千葉支店 千葉県千葉市中央区中央港1-12-3	-	一般競争入札 (総合評価)	2,605,977,000	2,563,000,000	98.35%	
令和3年7月 該当なし									
令和3年8月 該当なし									
令和3年度 茨城港常陸那珂港区外港地区東防波堤築造工事(その2) 茨城港常陸那珂港区内 R3.9.22 ~ R4.6.30 港湾土工工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.22	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	576,224,000	521,180,000	90.44%	
令和3年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事 東京湾内 R3.9.30 ~ R4.10.28 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.30	エム・エムブリッジ(株) 東京都中央区日本橋富沢町9-19	6240001016957	一般競争入札 (総合評価)	642,323,000	582,559,292	90.69%	
令和3年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事(その2) 東京湾内 R3.9.30 ~ R4.10.28 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.30	日立造船(株) 東京本社 東京都品川区南大井6-26-3	3120001031541	一般競争入札 (総合評価)	642,323,000	582,703,000	90.71%	
令和3年度 東京国際空港G誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.9.30 ~ R5.2.20 空港等土工工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.30	東洋・りんかい日産・本間特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設(株) 関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	-	一般競争入札 (総合評価)	2,683,593,000	2,471,150,000	92.08%	
令和3年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事(その3) 東京湾内 R3.10.26 ~ R4.11.30 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.10.26	エム・エムブリッジ(株) 東京都中央区日本橋富沢町9-19	6240001016957	一般競争入札 (総合評価)	647,537,000	587,381,632	90.71%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和3年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事(その4) 東京湾内 R3.10.27 ~ R4.11.30 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.10.27	JFEエンジニアリング(株) 東京都千代田区内幸町2-2-3	8010001008843	一般競争入札 (総合評価)	647,537,000	587,717,560	90.76%	
令和3年度 鹿島港外港地区岸壁(-12m)築造工事(その2) 鹿島港外港地区内 R3.11.1 ~ R4.5.31 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.1	東洋建設(株) 関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	9120001077496	一般競争入札 (総合評価)	517,440,000	469,700,000	90.77%	
令和3年度 東京国際空港B滑走路舗装改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.11.15 ~ R4.12.16 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.15	日本道路(株) 東京支店 東京都文京区目白台2-6-14	9010401023409	一般競争入札 (総合評価)	846,153,000	768,460,000	90.81%	
令和3年度 東京港中央防波堤外側地区航路・泊地(-16m)浚渫等工事 東京都大田区令和島地先 R3.11.15 ~ R4.3.29 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.15	(株)本間組 東京支店 東京都千代田区神田岩本町4	6110001005155	一般競争入札 (総合評価)	297,880,000	266,200,000	89.36%	
令和3年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)東側築造工事 横浜市中区本牧ふ頭地先、川崎市沖 R3.11.25 ~ R5.1.31 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.25	五洋・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	-	一般競争入札 (総合評価)	2,091,133,000	1,922,973,800	91.95%	
令和3年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)南側築造工事 横浜市中区本牧ふ頭地先、川崎市沖 R3.11.26 ~ R5.3.30 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.26	東亜・あおみ・本間特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区太田町1-15	-	一般競争入札 (総合評価)	3,925,361,000	3,613,500,000	92.05%	
令和3年度 東京国際空港旧整備場地区護岸地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.12.2 ~ R4.11.24 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.2	五洋・大成特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	-	一般競争入札 (総合評価)	738,067,000	670,890,000	90.89%	
令和3年度 東京国際空港B滑走路舗装改良工事(その2) 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R4.1.26 ~ R5.3.6 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.1.26	鹿島道路(株) 東京支店 東京都文京区後楽1-7-27	1010001001805	一般競争入札 (総合評価)	814,308,000	744,480,000	91.42%	
令和3年度 東京国際空港A誘導路地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R4.2.3 ~ R5.1.18 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.2.3	若築・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 若築建設(株) 東京支店 東京都目黒区下目黒2-23-18	-	一般競争入札 (総合評価)	2,873,035,000	2,643,498,000	92.01%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和3年度 東京国際空港A滑走路北側取付誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R4.2.4 ~ R5.1.18 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.2.4	五洋・大成・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	-	一般競争入札 (総合評価)	3,552,263,000	3,269,200,000	92.03%	
令和3年度 千葉港千葉中央地区岸壁(-9m)(改良)築造工事 千葉県千葉市中央区中央港地先 R4.2.7 ~ R4.10.28 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.2.7	若築・本間特定建設工事共同企業体 代表者 若築建設(株) 千葉支店 千葉県千葉市中央区新田町4-22	-	一般競争入札 (総合評価)	763,730,000	696,850,000	91.24%	
令和3年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)A築造工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先、千葉県袖ヶ浦市南袖 R4.3.3 ~ R5.3.17 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.3	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	957,110,000	874,060,000	91.32%	
令和3年度 東京国際空港旧整備場地区用地造成等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R4.3.8 ~ R5.2.27 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.8	前田建設工業(株) 東京土木支店 東京都千代田区飯田橋1-12-7	4010001008789	一般競争入札 (総合評価)	1,431,144,000	1,316,040,000	91.95%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
東京国際空港D滑走路維持管理等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.4.1 ~ R4.3.31 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄 エンジニア・JFEエンジニア・大成・東亜・東洋・ 西松・前田・MMB・みらい・若狭興工種 建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり	581,271,215	580,800,000	99.91%		
東京湾水環境再生計画に係る環境保全・創出検討業務 R3.4.9 ~ R4.3.11 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.9	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル)	25,333,000	25,102,000	99.08%		
関東地方整備局海洋環境整備船建造技術検討業務 R3.4.13 ~ R3.7.30 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.13	(一社)日本作業船協会 東京都千代田区有楽町1-12-1	301005017267	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (参加者の有無を確認する公募)	18,315,000	16,060,000	87.68%		
京浜港における外来トレーラーの自動走行に係る検討業務 R3.5.21 ~ R4.3.11 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.5.21	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募型プロポーザル)	52,349,427	52,052,000	99.43%		
大水深岸壁等の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託 R3.5.25 ~ R4.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.5.25	(国研)海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (参加者の有無を確認する公募)	177,253,264	177,252,900	99.99%		
東京国際空港における空港土木施設的设计・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託 R3.5.25 ~ R4.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.5.25	(国研)海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (参加者の有無を確認する公募)	123,022,930	123,022,900	99.99%		
情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務 R3.6.25 ~ R4.3.11 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.6.25	情報通信技術等を活用したコンテナ 輸送効率化検討業務みなと総研・三 井E&Sマンナリー設計共同体 代表者 (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (簡易公募型プロポーザル)	64,801,000	64,240,000	99.13%		
横浜港新本牧地区港湾整備における施工管理手法等検討業務 R3.7.2 ~ R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.7.2	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (公募型プロポーザル)	64,383,000	64,350,000	99.94%		
令和3年度 クルーズ需要の最新動向を踏まえたクルーズ振興方策検討業務 R3.8.17 ~ R4.2.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.17	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル)	29,271,000	29,194,000	99.73%		
令和3年度 横浜港南本牧ふ頭地区他外内貿コンテナ貨物積替機能検討業務 R3.8.23 ~ R4.1.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.23	中央復建コンサルタンツ(株) 東京都千代田区麹町2-10-13	3120001056860	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	28,864,000	28,710,000	99.46%		

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和3年度 関東管内における長期的な港湾機能強化方策検討業務 R3.8.24 ~ R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.24	中央復建コンサルタンツ(株) 東京都千代田区麹町2-10-13	3120001056860	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-11のとおり (簡易公募型プロポーザル)	17,281,000	17,160,000	99.29%		
令和3年度 カーボンニュートラルポート形成に向けた基礎検討業務 R3.9.3 ~ R4.2.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.3	令和3年度カーボンニュートラルポート形成に向けた基礎検討業務みなと総研・パンフィックコンサルタンツ設計共同体 代表者 (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-12のとおり (簡易公募型プロポーザル)	20,559,000	20,020,000	97.37%		
令和3年度 海外主要港湾における温暖化対策への取り組み状況を踏まえた管内港湾への導入方策検討業務 R3.9.3 ~ R4.2.10 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.3	(一財)国際臨海開発研究センター 東京都千代田区麹町1-6-2	4010405010523	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-13のとおり (簡易公募型プロポーザル)	30,173,000	30,173,000	100.00%		
令和3年度 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に係る監理補佐試行業務 R3.9.3 ~ R4.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.3	(一財) 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-14のとおり (簡易公募型プロポーザル)	49,588,000	48,730,000	98.26%		
令和3年度 関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 R3.9.28 ~ R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.28	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-15のとおり (簡易公募型プロポーザル)	19,415,000	19,360,000	99.71%		
令和3年度 東京湾における高潮予測を踏まえた各港湾の防災対策検討業務 R3.9.28 ~ R4.2.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.28	令和3年度東京湾における高潮予測を踏まえた各港湾の防災対策検討業務沿岸技術研究センター・エコ設計共同体 代表者 (一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-16のとおり (簡易公募型プロポーザル)	20,823,000	19,910,000	95.61%		
令和3年10月 該当なし										
令和3年度 東京湾における底質環境改善方策の概略検討業務 R3.11.19 ~ R4.3.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.19	(一社)水底質浄化技術協会 東京都中央区入船3-10-9	2010005003813	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-17のとおり (簡易公募型プロポーザル)	15,114,000	14,300,000	94.61%		
令和3年度 港湾整備におけるICTを活用した事業調整円滑化方策検討業務 R3.12.10 ~ R4.7.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.10	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-18のとおり (簡易公募型プロポーザル)	37,708,000	37,400,000	99.18%		
令和3年度 京浜港におけるシャーンシアリングに係る検討業務 R3.12.17 ~ R4.6.30 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.17	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-19のとおり (簡易公募型プロポーザル)	65,109,000	63,459,000	97.46%		
令和3年度 東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部及び引上線トンネル他基本設計 R4.2.4 ~ R5.1.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.2.4	東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部及び引上線トンネル他基本設計日本工営・日本シビックコンサルタンツ設計共同体 代表者 日本工営(株) 東京都千代田区麹町5-4	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-20のとおり (簡易公募型プロポーザル)	145,189,000	144,760,000	99.70%		
令和3年度 軽石漂流に伴う海域調査訓練(その4) 測量・調査 R4.3.3 ~ R4.3.18	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.3	オーシャンエンジニアリング(株) 茨城県つくば市御幸が丘43	1030001010176	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-21のとおり	1,111,000	1,023,000	92.07%		

## 令和 3 年度

東京空港

## 随意契約理由書

## 件名：東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）と随意契約する。

## 記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札では総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定した。また、契約上も同維持管理費を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において、「技術的競争性がない等の甲の判断および国会の議決にもとづいてなされる甲の請求を停止条件」とし、維持管理業務を重要視してきた。よって、今回、維持管理に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下検証する。

必要となる維持管理業務は、通常の滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となる。

特に、埋立・栈橋接続部では、埋立側背面の沈下が滑走路や誘導路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。

なお、点検・計測の結果やそれに応じた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、共同企業体が構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。

また、鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。

さらに、より実態に則した維持管理とするため、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

以上から、現段階においても共同企業体のみが円滑に実施できる唯一の者であり、「技術的競争性はない」と判断できる。

一方、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」とされ、「維持管理契約については、共同企業体と契約することが適切である。」との結論を得ている。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、共同企業体と随意契約を行うものである。

令和 3 年度

随意契約理由書

件名：東京湾水環境再生計画に係る環境保全・創出検討業務

本件は、下記の理由により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、東京湾水環境再生計画（平成 27 年 4 月改訂：国土交通省関東地方整備局）にある具体的施策のうち、「良好な水環境の再生・創出」に係る取組の一環として、東京湾の開発・利用に伴う環境保全の観点、および建設発生土の有効活用の観点から、今後発生が見込まれる多様な建設発生土について、海域利用を行う上での管理手法や評価方法について検討を行い、ガイドラインとして取りまとめを行うと共に、「生物生息環境改善プラン」における環境保全・再生・創出の一環として、現在実施中の実証試験内容について検証を行う。

また、同計画における具体的な施策に関する実施状況、およびその上位計画である東京湾再生のための行動計画に関連する取組状況について、現況の把握と諸課題の整理を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、今後発生が見込まれる多様な建設発生土を海域において有効活用する際の、土砂の発生から運搬・活用に至る各段階において環境への影響を回避・低減・代償するための措置を講ずる必要があり、各段階の確認項目・頻度等を定めた管理手法、および対象海域における評価方法が重要となることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・建設発生土の海域利用を行う上での管理手法や評価方法の検討を行う際の着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

## 令和3年度

## 随意契約理由書

## 件名：関東地方整備局海洋環境整備船建造技術検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本作業船協会と随意契約する。

## 記

本業務は、海洋環境整備船の建造に係る関係機関協議、承諾函書の検討及び施工状況確認を行うものである。

現在国内で稼働している総トン数200トン級の海面清掃兼油回収機能を有する作業船は、べいくりんを含め9隻のみであり、建造実績は未だ多いとは言い難い状況である。

当該船舶には、海面清掃時に使用する双胴間のスキッパーや多関節クレーン、油回収時に使用する油回収装置など、一般船舶には無い特殊な機械設備を有しており、本船の建造においてはこれらに対する知見は基より、作業性や安全性等も考慮した運用方法を熟知した高い技術力が求められる。

また本船は、油回収装置を有するため船検第71号（油回収船の検査について 昭和51年4月28日 船舶局長）の対象となり、危険区画内の設備等については防爆対応が必要となるため建造に当たっては、船舶として重要な部分である船体構造、主機関、燃料設備及び関連補助機器のほか、燃料の貯蔵方法や保管位置、これに付随する配管や防火区画の仕様、消火設備や通風装置等、多岐の項目にわたる高度な知見と実績に基づく検討が必要となる。

また、本業務は、過年度から進められている本船の設計・建造について継続して技術検討を行うものであり、業務履行に当たっては、これまでの検討経緯や設計条件、建造請負者との調整内容及び建造工場の設備等を熟知し本船の設計・建造に精通していることが必要である。

- ① 海洋環境整備船（海洋における清掃機能及び油回収機能を備えた船舶）建造に関する技術検討の実績を有していること。
- ② 海洋環境整備船（海洋における清掃機能及び油回収機能を備えた船舶）建造に関する施工状況確認補助の実績を有していること。

一般社団法人日本作業船協会は、作業船・船舶およびこれに関連する機械・電気設備等に関する技術の向上、開発および普及に関する事業を行い、もって国土の開発と保全ならびに経済社会の発展に寄与することを目的として設立された法人である。また、同協会は、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討や清掃兼油回収機能検討及び建造時の施工確認業務等に関する十分な実績と高度な知見を有していることから、上記①・②の要件を満たす者且つ過年度も本船の技術検討業務を受注しており、本業務を実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人日本作業船協会と随意契約するものである。

令和 3 年度

## 随意契約理由書

**件名：京浜港における外来トレーラーの自働走行に係る検討業務**

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の一環として、外来トレーラーのドライバーの労働環境の改善及び安全性の向上、並びに港湾におけるコンテナ物流の効率化を図るため、京浜港をモデルケースとして、港湾特有の環境下における自働走行トレーラーの導入に関する検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルおよびその周辺の環境や運用の現状を十分に把握し、外来トレーラーの自働走行の実現にむけて想定されるリスク・課題等を想定した上で、外来トレーラーの自働走行に必要な運行管理システムの開発および実証実験を実施し、外来トレーラー自働走行に係るガイドライン作成に向けた検討を行う必要があることから、港湾物流に関する専門的知見を有していることが求められる。

これらから、本業務の実施にあたり、「コンテナターミナルにおける外来トレーラーの自働走行にあたって想定されるリスクを抽出するうえでの着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

## 令和3年度

横浜技調

## 随意契約理由書

件名 大水深岸壁等の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

## 記

本業務は、船舶の大型化に対応した大水深岸壁等の港湾施設を環境に配慮しながら効果的・効率的に整備するために必要となる港湾施設の計画から設計、施工、運営、維持管理に至るライフサイクル全般の課題の解決を目指すものである。

具体的には、埋設された鋼材の腐食・防食、大規模高規格コンテナターミナルの高度な施設運用に関する数値シミュレーション評価、係留施設の使用可否判断手法、大水深セル式岸壁構造の検討、作用波の多方向性を考慮した波浪場における高精度係留船舶動揺解析手法及び効果的な浅場修復場所の選定手法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

## 【必要となる技術力】

- ① 海洋環境下における鋼材の腐食・防食特性に関して、暴露試験施設や実環境下での連続モニタリングを活用した研究の実績を有していること。
- ② 高規格コンテナターミナルにおける個々の荷役機械及び車両の動きを再現して貨物処理容量を解析・評価した研究の実績を有していること。
- ③ 係留施設の変位量を考慮した係留施設の性能評価に関する研究の実績を有していること。
- ④ 大型遠心模型実験装置及び高度な画像解析システムを利用した岸壁の振動に関する研究の実績を有していること。
- ⑤ 作用波の多方向性を考慮した波浪場における係留船舶の動揺解析に関する研究の実績を有していること。
- ⑥ 閉鎖性海域における3次元流動及び食物連鎖のシミュレーションモデルを利用した環境データを解析・評価した研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効果的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。研究所は本業務に関連する鋼材の腐食・防食特性に関する研究、コンテナターミナルの取扱容量に関する研究、係留施設使用可否判断手法に関する研究、大水深セル式岸壁構造に関する研究、作用波の多方向性を考慮した波浪場における高精度係留船舶動揺解析手法に関する研究及び、環境予測モデルの構築に関する研究の知見を得ている。また、上記①から⑥に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

## 令和3年度

### 横浜技調

### 随意契約理由書

件名 東京国際空港における空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

#### 記

本業務は、東京国際空港における空港土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、強震観測記録の解析と情報発信手法、改良地盤の物理探査による出来形の確認手法、地震動による地盤の累積損傷を考慮した変形予測及び大規模急速施工地盤の長期維持管理システム構築に関する検討をするとともに、舗装材料の特性の評価に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港土木施設の整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

#### 【必要となる技術力】

- ① 強震観測記録データの解析により、軟弱地盤における地震動特性に関する研究の実績を有していること。
- ② 高度な画像解析システムを利用した薬液注入過程の可視化技術および薬液注入工法の性能に関する研究の実績を有していること。
- ③ 地震応答解析手法の開発・高度化に関する研究の実績を有していること。
- ④ 地盤情報データの評価および長期圧密に関する研究の実績を有していること。
- ⑤ 航空機接地圧相当の走行荷重を載荷することができる試験装置を利用した舗装材料の特性の評価に関する研究の実績を有していること。
- ⑥ 空港コンクリート舗装の鉄網の効果に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。研究所は本業務に関連する地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究、地盤の長期圧密に関する研究及び、空港における新しい舗装技術やその補修工法に関する研究等の知見を得ている。また、上記①から⑥に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

## 令和 3 年度

## 随意契約理由書

## 件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務

本業務は、下記の理由により、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務みなと総合研究財団・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約する。

## 記

本業務は、関東地方整備局が構築した CONPAS の高度化に向けた改修、CONPAS の試験運用、南本牧コンテナターミナルにおける CONPAS の運用及びコンテナ輸送の効率化に関する検討を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、横浜港本牧地区の2つのコンテナターミナルの搬出入車両動線やゲート前の待機スペースが限られる等のターミナルの特性及び運用方法の現状を十分に把握し、試験運用やヒアリング結果を踏まえ、コンテナ輸送の効率化に関する検討のとりまとめを行うものであることから、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知識を有していることが求められる。

これらから、本業務の実施に際して、CONPAS を活用したコンテナ輸送の効率化に関する検討を行う上での着眼点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務みなと総研・三井E&Sマシナリー設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務みなと総合研究財団・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約するものである。

以上

令和 3 年度

## 随 意 契 約 理 由 書

( 件 名 ) 横浜港新本牧地区港湾整備における施工管理手法等検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人 港湾空港総合技術センター と随意契約致したい。

### 記

本業務は、横浜港新本牧地区整備を実施するにあたり、工程管理、品質・出来型管理、検査及び監督を円滑に実施し記録できるよう、情報処理システムを活用した検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾構造物に関する施工に関しての知見を有するとともに、港湾における施工管理・品質管理を踏まえた上で、事業の継続性も考慮したシステム改良を行うことが出来るよう、情報処理システムの構築に精通した総合かつ専門的な知見を有していることが必要であることから、WTO公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

・「港湾整備BIM/CIMのクラウド」に設定する属性情報の選定における留意点について

その結果、最も優れた技術提案を行った一般財団法人 港湾空港総合技術センターが本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人 港湾空港総合技術センター と随意契約致したい。

## 令和 3 年度

## 随意契約理由書

**件名：クルーズ需要の最新動向を踏まえたクルーズ振興方策検討業務**

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

## 記

本業務は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を踏まえた諸外国の国際クルーズ再開の動向についての把握、クルーズに対する意識調査を行い、クルーズ需要の回復、再開に向けた方策の検討を行うものである。また、今後のクルーズ需要回復を見据え、クルーズ旅客の利便性向上方策の検討を行うとともに、新たなクルーズ誘致に向けて必要となる方策を検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、クルーズ客船の港湾利用に関する状況分析を行うとともに、クルーズ需要の回復・再開のために必要な課題の整理や利便性向上・環境整備について検討する必要があることからクルーズの取り巻く環境に熟知し総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、「国内港湾において国際クルーズ客船受入を再開するにあたり、課題抽出する上での着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

## 令和 3 年度

## 随意契約理由書

## 件名：横浜港南本牧ふ頭地区他外内貿コンテナ貨物積替機能検討業務

本業務は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社と随意契約する。

## 記

本業務は、横浜港において MC4 が本格供用開始したことにより南本牧ふ頭及び横浜港全体のコンテナ取扱貨物量が増大する見込みの中、国際フィーダー船の安定運航や大型船への対応を通じた外内貿コンテナ積替機能強化を図るため、南本牧ふ頭等におけるコンテナ船利用状況調査、国際フィーダー船入港可能隻数の推計及びコンテナ船受入施設の構造等について検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、沖待ちの実態が多いとされる国際フィーダー船入港可能隻数の推計が必要となることから、南本牧ふ頭等における入港や横持ち実態の他、取扱貨物量やコンテナ船の受入能力の推計、さらに外内貿コンテナの積替機能に関する高度な専門的知識が必要である。

これらから、本業務の実施に際して、国際フィーダー船の年間入港可能隻数の推計を行う上での着眼点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社と随意契約するものである。

以上

## 令和 3 年度

## 随意契約理由書

## 件名：関東管内における長期的な港湾機能強化方策検討業務

本業務は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約する。

## 記

本業務は、令和 2 年度関東管内の港湾等における長期的な機能強化方策検討業務を基に国際情勢、脱炭素化の動向及び将来取扱貨物量の推計等を踏まえ、関東管内における港湾の機能強化方策の取組方針の検討を行うものである。

本業務において、長期構想の策定にあたっては、脱炭素化の動向や、次世代エネルギーとなる水素・燃料アンモニア等脱炭素燃料（CN 燃料）の将来需要を踏まえた将来貨物量の推計が不可欠であるが、水素・アンモニアは港湾統計 82 品種に含まれないため、既存の統計資料のみを拠り所とせず、多方面の情報・視点からの検討を行う必要がある。

そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「脱炭素化社会における将来貨物量推計を行う上での着眼点」

その結果、優れた技術提案を行った中央復建コンサルタンツ株式会社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。

以上

## 令和 3 年度

## 随意契約理由書

## 件名：カーボンニュートラルポート形成に向けた基礎検討業務

本業務は、下記の理由により、令和3年度カーボンニュートラルポート形成に向けた基礎検討業務みなと総研・パシフィックコンサルタンツ設計共同体と随意契約する。

## 記

本業務は、関東管内の主要な港湾（茨城港、鹿島港、千葉港、木更津港、東京港、川崎港、横浜港、横須賀港）を対象として、①エネルギー利用の現状及び動向にかかる調査・分析、②港湾におけるCO<sub>2</sub>の排出量及び削減ポテンシャル、並びに水素・燃料アンモニア等脱炭素燃料（CN燃料）の将来需要量の推定、③2050年までのカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」）形成に向けた各港湾の役割及び方向性、及び④CNP形成に向けた各港湾における具体的な取組の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾・臨海施設の利用形態、及びCO<sub>2</sub>削減・エネルギー活用にかかる動向を踏まえた上で、2050年までのCNP形成に向けた取組を検討することが求められる。

そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「港湾におけるCO<sub>2</sub>排出量を推定する上での着眼点について」

その結果、優れた技術提案を行った令和3年度カーボンニュートラルポート形成に向けた基礎検討業務みなと総研・パシフィックコンサルタンツ設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、令和3年度カーボンニュートラルポート形成に向けた基礎検討業務みなと総研・パシフィックコンサルタンツ設計共同体と随意契約するものである。

以上

令和 3 年度

## 随意契約理由書

件名：海外主要港湾における温暖化対策への取組状況を踏まえた  
管内港湾への導入方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人国際臨海開発研究センターと随意契約する。

## 記

本業務は、国際海上輸送等における温暖化対策に関する国際的な枠組み等の動向を把握した上で、海外主要港湾の温暖化対策に関する制度設計と、新技術活用及び設備投資の現状と今後の動向を把握し、管内港湾における導入に向けた検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾分野における温暖化対策について、国内外の基準や制度、新技術活用及び設備投資の情勢に精通し、温暖化対策の国際的な枠組み等をベースとして、国内の中長期的な温暖化対策の検討を適切に実行するための総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「国際海上輸送等における温暖化対策に関する国際的な枠組み等の動向を把握するにあたっての着眼点について」

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人国際臨海開発研究センターが本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人国際臨海開発研究センターと随意契約するものである。

以上

令和 3 年 度

関東地方整備局

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に係る監理補佐試行業務

記

本業務は東京国際空港空港アクセス鉄道事業において、当局が行う対象工事及び設計等業務における監理業務(事業監理、発注監理及び設計監理)の一部を補佐する業務を試行し、監理業務試行による効果の取り纏めを行い、改善方策(案)の検討を行う業務である。

一般財団法人 港湾空港総合技術センターは、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザルにより提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定監理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行ったものである。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人 港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

## 令和 3 年度

### 随意契約理由書

件名：令和3年度 関東管内の港湾における事業継続計画検討業務

本業務は、下記の理由により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

#### 記

本業務は、下記3点を行うものである。

横浜港BCP（風水害編）について、管内の港湾BCPのケーススタディとして、令和2年度に実施した訓練結果を踏まえ改訂に向けた検討を行う。また、港湾BCP（感染症編）を参考に、横浜港BCP（感染症編）の検討を行う。

東京湾BCP（風水害編）については、海上交通安全法改正（令和3年7月1日施行）を踏まえ風水害編の検討を行う。

広域防災協議会においては、協議会の運営、当局が実施する訓練計画の策定、訓練の補助及び訓練結果を踏まえた実効性の検証を行う。

本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、感染症禍における自然災害への対応、同時生起する複合災害に関する総合的な知見を有していることが必要である。

以上を踏まえ、本業務の実施にあたり、「横浜港における感染症BCPの検討を行う上での着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

## 令和 3 年度

### 随意契約理由書

件名：令和 3 年度 東京湾における高潮予測を踏まえた各港湾の防災対策検討業務

本業務は、下記の理由により、令和 3 年度 東京湾における高潮予測を踏まえた各港湾の防災対策検討業務沿岸技術研究センター・エコ設計共同体と随意契約する。

#### 記

本業務は、東京湾の港湾等における高潮・暴風対策の事前防災行動について検討するものである。検討にあたっては、近年東京湾に大きな被害をもたらした令和元年の台風(台風第 15 号、第 19 号)の各港湾の防災対応と、それを踏まえた事前防災行動計画について整理する。併せて、既往台風を考慮した条件による高潮計算を実施し、その結果を活用して、各港湾の事前防災行動計画の妥当性を検討するものである。なお、高潮計算及び事前防災行動計画の検討にあたっては、学識経験者等からなる委員会を設置し、意見を踏まえ検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、高潮偏差に与える影響の検討にあたっては、台風の規模・コース・速度等の条件の違いが、どのような影響を及ぼすものか把握することが求められることから、計算ケースの設定が重要となる。

これらから、本業務の実施にあたり、「高潮計算ケースの設定をするうえでの着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った令和 3 年度東京湾における高潮予測を踏まえた各港湾の防災対策検討業務沿岸技術研究センター・エコ設計共同体が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、令和 3 年度東京湾における高潮予測を踏まえた各港湾の防災対策検討業務沿岸技術研究センター・エコ設計共同体と随意契約するものである。

令和 3 年 度

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京湾における底質環境改善方策の概略検討業務

本件は、下記の理由により一般社団法人水底質浄化技術協会と随意契約する。

本業務は、東京湾水環境再生計画（平成 27 年 4 月改訂：国土交通省関東地方整備局）にある基本方向のうち、「良好な水環境の再生・創出」に係る取組の一環として、東京湾の開発・利用に伴う環境保全の観点から、底質改善に関する最新の知見を踏まえ港湾整備等に伴って発生する浚渫土砂等を用いた底質環境改善方策の概略検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、東京湾における底質環境改善方策の概略検討で、さまざまな底質に関する知識やその改善方策に関するノウハウや知見が必要不可欠である。想定する浅場等造成整備が可能な適地については、港湾区域内の民間所有を含めた護岸前面などが想定されるが、整備後の管理なども含め、現実的に実現できる方法を既存の資料のみを拠り所とせず多方面の情報・視点からの概略検討が重要となる。このことから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・ 東京湾における底質環境改善に資する浅場等造成整備の適地を想定し構造等の概略検討を行う上での着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人水底質浄化技術協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人水底質浄化技術協会と随意契約するものである。

## 令和 3 年度

## 随意契約理由書

## 件名：港湾整備における ICT を活用した事業調整円滑化方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

## 記

本業務は、関東地方整備局管内における港湾等整備の特徴を踏まえ、港湾等整備における BIM / CIM 等 ICT を活用した事業調整に関する円滑化方策の検討を行うものである。

我が国において少子高齢化が加速する中、建設業界においては労働力不足が大きな課題となっており、これに対応するために BIM / CIM 等 ICT を活用した生産性向上や働き方改革を通じた担い手確保の取り組みが官民で進められてきている。

本業務は、こうした ICT 技術を、住民説明や広報活動をはじめとした事業実施に際しての各種調整にも活用すべく検討を行うもの。

ICT の事業調整等への活用検討に当たっては、各港湾プロジェクトにおいて調整先となる対象者の関心事項、更には VR や AR 等各 ICT 技術の特性に応じ、活用技術及び手法を選択することが重要である。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「港湾において ICT を活用して事業調整を円滑に進めるために留意すべき着眼点」

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

以上

令和 3 年度

## 随意契約理由書

## 件名：京浜港におけるシャーシシェアリングに係る検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

## 記

本業務は、コンテナターミナル付近にシャーシプールを設置し、陸運事業者が予約システムにより共有シャーシを利用するとともに、シャーシの位置情報をリアルタイムで可視化することによりシャーシの効果的な利用を促進し、海上コンテナ輸送の効率化を図るため、京浜港をモデルとしてシャーシシェアリングの実施に向けて運営方法やシステムに関する検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、海上コンテナ輸送における陸運事業者や荷主等のニーズを踏まえた上で、シャーシシェアリングに係る検討を行う必要があることから、港湾物流に関する専門的知見を有していることが求められる。

よって、本業務の実施にあたり、港湾物流に関する専門的な知見を有する者から、「シャーシシェアリングの運営方法に係る、技術的課題を踏まえた具体的な運営方法の検討を行う上での着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

以上

令和3年度

東京空港

## 随 意 契 約 理 由 書

件名：令和3年度 東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部及び引上線トンネル他基本設計

本件は、下記理由により、東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部及び引上線トンネル他基本設計日本工営・日本シビックコンサルタント設計共同体と随意契約したい。

## 記

本業務は、空港アクセス鉄道駅舎改築部、引上線トンネル部及び連絡通路部の基本設計を行うものである。

東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部及び引上線トンネル他基本設計日本工営・日本シビックコンサルタント設計共同体は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項（予決令第102条の4第3号）により上記の者と随意契約するものである。

令和3年度

## 随意契約理由書

件名：令和3年度 軽石漂流に伴う海域調査訓練（その4）

本件は、下記の理由により オーシャンエンジニアリング株式会社 と随意契約する。

## 記

本件は、令和8月に発生した海底火山「福德岡ノ場」の噴火に由来するとみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾に軽石が漂流・漂着した場合を想定し、空中ドローンにて軽石を捜索し状況を撮影するための訓練を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが重要であることから、軽石の漂流前に緊急的に防除体制を構築し迅速かつ的確な活動ができるよう措置することが必要不可欠であると判断し、「災害時の応急対策に係る調査・測量・設計業務に関する協定書」（平成24年3月30日締結）第3条に基づき一般社団法人海洋調査協会（以下「海洋調査協会」という。）に対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

要請の結果、海洋調査協会から、本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出動が可能である会員は、オーシャンエンジニアリング株式会社のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、オーシャンエンジニアリング株式会社を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、オーシャンエンジニアリング株式会社と随意契約を行うものである。

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
京浜港出入管理情報システム保守業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	住友電設(株) 東京都港区三田3-12-15	7120001044515	一般競争入札	15,482,371	15,345,000	99.11%	
港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	groxi(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15	7010001123651	一般競争入札	44,587,589	42,309,025	94.88%	
みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(特)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4	5010405005522	一般競争入札	2,145,000	2,145,000	100.00%	
首都圏臨海防災センター警備等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(株)MSK 千葉県千葉市稲毛区稲毛東3-6-15	7040001076153	一般競争入札	12,119,560	7,632,680	62.97%	
巡回カウンセリング等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	ソーシャルアドバンス(株) 福岡県福岡市中央区天神2-14-2	1140001094299	一般競争入札	1,578,300	753,500	47.74%	
関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(株)セノン 神奈川支社 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8日石横浜ビル12階	3011101023258	一般競争入札	(基本月額) 1,305,410円	(基本月額) 970,200円	74.32%	単価契約 予定調達総額 11,642,400円
関東地方整備局人材派遣業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	東神産業(株) 神奈川県横浜市中区松本町2-20-6反町旭ビル4階	8020001023833	一般競争入札	(1時間あたり) 1,716	(1時間あたり) 1,496	87.17%	単価契約 予定調達総額 5,068,448円
令和3年度東京湾中央航路航路調査船運航 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.1	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札	(基本月額) 326,658	(基本月額) 326,590	99.97%	単価契約 予定調達総額 200,049,711円
関東地方整備局人材派遣業務(その3) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.16	(株)ティム・プランニング 東京都豊島区東池袋4-14-1	6013301007723	一般競争入札	(1時間あたり) 3,135	(1時間あたり) 2,106	67.17%	単価契約 予定調達総額 3,229,264円
コピー用紙購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.27	(株)マルハチ 神奈川県横浜市長見区中央4-2	4020001018845	一般競争入札	3,908,652	3,765,616	96.34%	単価契約

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
インクタンク他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.4.27	(株)井上企画 東京都町田市本町田3275-12	3012301002860	一般競争入札	8,397,510	7,684,094	91.50%	単価契約
現場管理用パーソナルコンピュータ購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.5.14	groxi(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15	7010001123651	一般競争入札	3,153,700	2,699,400	85.59%	
令和3年6月 該当なし									
机他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.7.6	(株)トミヤ 神奈川県横浜市中区野毛町4-173-2-1203	5020001035006	一般競争入札	1,276,704	1,155,000	90.46%	
東京港港湾業務艇「江戸」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.7.16	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	6,798,000	6,473,500	95.22%	
令和3年度 首都圏臨海防災センター庁舎で使用する電気の需給 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.16	ゼロワットパワー(株) 千葉県柏市若葉178-4	1040001089656	一般競争入札	2,192,415	1,819,153	82.97%	
令和3年度 東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.23	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	11,341,000	8,921,000	78.66%	
令和3年度 東京湾中央航路航路調査船「うらなみ」中間検査整備及び浮桟橋点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.24	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	20,361,000	15,290,000	75.09%	
令和3年度 リングファイル他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.31	シンユービジネス(株) 千葉県千葉市中央区都町1-34-1	6040001003331	一般競争入札	1,951,664	1,855,700	95.08%	
令和3年度 鹿島港港湾業務艇「かしまⅡ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.8.31	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字綱取177	8380001014219	一般競争入札	9,603,000	7,040,000	73.31%	

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和3年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点訓練運営支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.10	(株)ダスキン玉川 東京都世田谷区三軒茶屋1-29-13	7010901007219	一般競争入札	6,501,000	3,410,000	52.45%	
令和3年度 京浜港港湾業務艇「たかしまⅡ」定期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.17	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	9,977,000	9,460,000	94.81%	
令和3年度 ソフトウェアライセンス購入(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.9.28	(株)SSマーケット 東京都八王子市横山町6-9-8F	7010101010238	一般競争入札	3,170,200	2,470,193	77.91%	
令和3年度 茨城港港湾業務艇「ひたちⅡ」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.10.1	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字綱取177	8380001014219	一般競争入札	6,710,000	4,400,000	65.57%	
令和3年度 港湾における被災状況把握の高度化を目的とした自立制御型ドローンの購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.10.26	帝國繊維(株) 東京都中央区日本橋2-5-1	7010001034840	一般競争入札	97,768,000	69,630,000	71.21%	
令和3年度 千葉港港湾業務艇「あいりすⅡ」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.10.29	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	9,944,000	9,900,000	99.55%	
令和3年度 ラミネートフィルム他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.5	(株)ねずらむ 神奈川県横浜市神奈川区片倉4-4-1	7020001024114	一般競争入札	2,305,556	2,197,800	95.32%	
令和3年度 防災備蓄食料他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.11.24	星野総合商事(株) 埼玉県川口市本蓮1-1-9	1030001077158	一般競争入札	3,940,883	2,839,148	72.04%	
令和3年度 千葉港施工管理カメラ設置 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.14	(株)九電工 東京本社 東京都豊島区東池袋3-1-1	6290001001120	一般競争入札	95,359,000	86,900,000	91.12%	
令和3年度 パーソナルコンピュータ借上(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.14	(株)SSマーケット 東京都八王子市子安町4-7-1 サザンスカイトワー八王子6F	7010101010238	一般競争入札	68,715,385	54,928,500	79.93%	

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和3年度 鹿島港機械設備「固定ジブクレーン」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.17	日本海洋産業(株) 山口県下関市大和町1-5-8	5250001006132	一般競争入札	9,449,000	4,950,000	52.38%	
令和3年度 横浜技調水理実験場機械設備整備業務(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.17	雄和工業機械(株) 東京都墨田区太平1-20-7	9010601016484	一般競争入札	1,914,000	759,000	39.65%	
令和3年度 インクカートリッジ他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.1.25	(株)トシダ 神奈川県横浜市西区伊勢町1-15	5020001015536	一般競争入札	5,969,784	5,753,000	96.36%	
令和3年度 関東地方整備局ドローン講習 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.2.10	(株)Circulate Line 東京都渋谷区恵比寿西1-33-14	9011001068488	一般競争入札	(一人あたり) 217,800	(一人あたり) 159,500	73.23%	単価契約 予定調達総額 4,147,000円
令和3年度 ドローンバッテリー他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.2.15	テイセン産業(株) 東京都中央区日本橋小網町18-6	3010001051039	一般競争入札	4,603,280	4,478,980	97.29%	
令和3年度 パーソナルコンピューター借上(その3) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.2.15	(株)JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	一般競争入札	3,662,019	3,632,860	99.20%	
令和3年度 東京湾中央航路監視レーダー設備更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.15	古野電気(株) 兵庫県西宮市芦原町9-52	5140001070263	一般競争入札	77,996,523	73,700,000	94.49%	



## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和3年度 映像表示システム冷却装置更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.12.24	三菱電機ビルテクノサービス(株) 横浜支社 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1	5010001030412	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-6のとおり	6,538,400	6,490,000	99.25%		
令和3年度 川崎港東扇島地区基幹的広域 防災拠点駐機スポット設置訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.1.14	東洋建設(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区山下町25-15	9120001077496	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-7のとおり	2,101,000	2,090,000	99.47%		
令和4年2月 該当なし										
令和3年度 軽石漂流状況巡視及び回収 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.10	五洋建設(株) 横浜営業支店 神奈川県横浜市中区山下町23	1010001000006	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-8のとおり	46,640,000	46,640,000	100.00%		
令和3年度 軽石漂流に伴う撤去・回収作 業模擬訓練 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.10	五洋建設(株) 横浜営業支店 神奈川県横浜市中区山下町23	1010001000006	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-9のとおり	3,047,000	2,640,000	86.64%		
令和3年度 軽石漂流に伴う撤去・回収作 業模擬訓練(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.10	五洋建設(株) 横浜営業支店 神奈川県横浜市中区山下町23	1010001000006	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-10のとおり	3,355,000	2,970,000	88.52%		
令和3年度 軽石漂流に伴う撤去・回収作 業模擬訓練(その3) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.10	五洋建設(株) 横浜営業支店 神奈川県横浜市中区山下町23	1010001000006	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-11のとおり	9,801,000	9,570,000	97.64%		
令和3年度 軽石漂流に伴う撤去・回収作 業模擬訓練(その4) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.10	五洋建設(株) 横浜営業支店 神奈川県横浜市中区山下町23	1010001000006	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-12のとおり	10,582,000	10,560,000	99.79%		
令和3年度 軽石漂流に伴う海域調査訓練 (水中カメラによる撮影) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.10	東亜建設工業(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-13のとおり	1,485,000	1,430,000	96.29%		
令和3年度 軽石漂流に伴う回収軽石等揚 陸及び処分 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R4.3.10	東亜建設工業(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-14のとおり	7,678,000	7,326,000	95.41%		

## 令和 3 年度

関東地方整備局

## 随意契約理由書

## 件名：行財政情報サービス提供業務

本業務は、下記の理由により、(株)時事通信社と随意契約する。

## 記

関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震、風水害、津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援等幅広い業務を担っている。

こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。

関東地方整備局では定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方自治体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難である。

このため、関東地方整備局では、多数の職員が同時に情報を収集できるメール配信等による情報提供サービスを導入してきたところである。

情報提供サービスを行っている業者は複数あるが、中央官庁や地方自治体関係の情報提供を専門的かつリアルタイムに配信しているサービスは限定される。

(株)時事通信社の「i J AMP」は、インターネットを利用して、24時間リアルタイムで行財政経済の専門情報を配信する有料情報提供サービスである。

同社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生する政治・社会ニュース、災害情報などを、職員がリアルタイムで把握できるサービスは、(株)時事通信社の「i J AMP」以外にない。

さらに「i J AMP」で配信される行政ニュースや各分野の最新データ等の情報は(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはない。

よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)時事通信社と随意契約を行うものである。

## 令和 3 年度

特定離島港湾

## 随意契約理由書

## 件名：特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

## 記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

庁舎物件の選定にあたっては、①所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に属することから、災害や工事事務等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、②離島の保全・管理に関する施策については、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部や不審船等の情報共有のため第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内所在の関係官署との調整が必要であり、交通の利便性を考え選定する必要があること、③特定離島の港湾整備・管理に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、④災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、⑤十分な執務スペースが確保できること等の条件をもとに、平成26年度に調査し、上記5つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件として、相模産業株式会社所有の第5小池ビルを選定し、平成27年5月1日より庁舎として借り上げしている。現在においても適した国有施設はなく、周辺の調査により当該物件が平均単価より安価であることを確認している。さらに、新たに別の物件を借り上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要することから、当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。

## 令和 3 年度

## 随意契約理由書

## 件名：COMPAS保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sマシナリーと随意契約する。

## 記

関東地方整備局では、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「COMPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、平成 30 年度「COMPAS保守・運用業務」、平成 31 年度「COMPAS保守・運用業務」、令和 2 年度「COMPAS保守・運用業務」において、COMPASをシステム設計・構築し、横浜港南本牧地区、本牧地区で試験運用を実施してきたところである。COMPAS試験運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

COMPASは、令和 2 年度末から南本牧地区において本格運用するとともに、システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積を目的に、令和 3 年度も継続して本牧地区等で試験運用を実施する。本格運用及び試験運用を実施するためには、COMPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要がある。

- ①COMPASを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ②COMPASを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③COMPASの運用場所として想定されるコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sマシナリーは、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「COMPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、平成 30 年度「COMPAS保守・運用業務」、平成 31 年度「COMPAS保守・運用業務」、令和 2 年度「COMPAS保守・運用業務」において、COMPASを設計・構築・保守・運用した者であり、COMPASを適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

令和 3 年度

## 随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により東洋建設（株）横浜支店と随意契約する。

### 記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害をはじめとする発災時において、当該防災拠点が被災した場合においても、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であることから、可能な限り早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

このため、当局としては、当該防災拠点が被災した場合において、可能な限り早期の応急復旧が可能となるよう、応急復旧に必要な資機材・技術者・労働力等を確保するための実施体制等を整備しておくことが必要であるため、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、港湾土木工事に精通した企業を会員として設立された一般社団法人日本埋立浚渫協会の関東支部（以下「乙」という。）及び関東地区の港湾空港建設業者が加入する関東港湾空港建設協会連合会（以下「丙」という。）との間で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成 28 年 3 月 23 日）（以下「協定書」という。）を締結しているところである。

本業務は、防災拠点の応急復旧にあたって必要不可欠と判断する事項（作業員の緊急参集、仮設橋の架設、液状化地盤の復旧、駐機スポット周辺のフェンス設置や仕分け用テントの設営作業等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、本業務は乙が実施することが最も効果的である。

- 協定書第 3 条に規定するとおり、当局は、災害が発生し必要と認める場合は乙又は丙に協力要請を行うことができること。
- 協定書第 8 条に規定するとおり、当局、乙及び丙は相互の協力体制の充実・強化を図るために必要に応じ防災訓練を実施するとしていること。
- 当該訓練は、平成 22 年から、毎年、乙の会員にその業務を委託することにより実施してきているものであること。

なお、協定書第 6 条第 1 項の規定により、本年度における川崎港浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者は会員である東洋建設（株）横浜支店である旨の報告を乙より受けており、本年度においては、同社でなければ本業務の目的を達成することができないことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、東洋建設（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和 3 年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害をはじめとする発災時において、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であるが、指定港湾において船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行わなければならない旨、港湾運送事業法（昭和 26 年 5 月 29 日法律第 161 号）において規定されている。

このため、当局においては、災害時における荷役・運送等について円滑な運営を図ることを目的とし、川崎港において国土交通大臣の港湾運送事業の許可を受けた事業者から構成されている川崎港運協会との間で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（平成 23 年 7 月 27 日）（以下「協定書」という。）を締結しているところである。

本業務は、防災拠点における緊急物資荷さばき等（緊急物資の搬出入、防災拠点内に設置されたテント内での荷さばき、台船への荷役等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、川崎港運協会でなければ本業務の目的を達成することができないため、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、川崎港運協会と随意契約するものである。

- 川崎港は、指定港湾であり、船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行う必要があること。
- 協定第 2 条に規定するとおり、災害時において、当局は救援物資にかかる荷役等を川崎港運協会に要請することができること。
- 協定第 11 条に規定するとおり、川崎港運協会は当局が実施する訓練に必要な協力をする旨を規定していること。

令和3年度

関東地方整備局

## 随意契約理由書

(件名) 映像表示システム冷却装置更新

本件は、下記理由により 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 と随意契約致したい。

### 記

本件は、131会議室脇サーバ室及び映像表示装置裏に設置した映像表示システム冷却装置が故障し停止したため、冷却装置の更新を行うものである。

映像表示装置裏及び131会議室脇サーバ室の機器類については、防災や保安業務に必要な、TV会議システム、映像表示システム、船舶動静管理システム等の運用に必要なサーバ類であり、映像表示システム冷却装置については、サーバからの発熱による熱暴走を防ぐために、冷却を行うことによりサーバの安定的な稼働を補助することを目的として、設置したものである。

131会議室脇サーバ室に設置しているサーバについては、常時はもちろんのこと、災害時には、監視カメラ映像、テレビ会議システム等、災害対応における根幹をなすシステムである。また、船舶動静管理システムは、当局が監視・入力した航行船舶の情報を港湾管理者・海上保安部とデータ連携で共有化しており、停止した場合には、SOLAS 業務に支障をきたすことが想定される。

今回の冷却装置の故障により、すでに検疫ライブカメラサーバの一部に影響が出ているところであり、冷却装置の更新は、業務遂行のため緊急を要する。

また、冷却装置の室外ユニットについて、既存の13階執務室内の設置場所は空気の循環が悪く、高温になりがちで、冷却効率に影響を及ぼしていることから、設置場所を屋上に変更する。

屋上への室外機の設置は、他官署の既設の配管・配線及び電気経路等のある中への追加の設置となるため、既設配管等への損傷を与えないように実施する必要があり、合同庁舎全体の空気調和設備に関する配管・電気経路等に精通する者が実施することが最も効率的・効果的である。

三菱電機ビルテクノサービス株式会社は合同庁舎全体の空気調和設備の保守業務を平成19年度以降10年以上実施しているため、今般、更新することとしている冷却装置を含む合同庁舎全体の空気調和設備に関する配管・電気経路等に精通する者であると言える。このため、既設配管等に損傷を与える可能性が著しく低く、短期間で本件を実施することができる唯一の者である。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、三菱電機ビルテクノサービス株式会社と随意契約するものである。

令和 3 年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点駐機スポット設置訓練業務

本業務は、下記の理由により東洋建設（株）横浜支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害をはじめとする発災時において、当該防災拠点が被災した場合においても、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であることから、可能な限り早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

このため、当局としては、当該防災拠点が被災した場合において、可能な限り早期の応急復旧が可能となるよう、応急復旧に必要な資機材・技術者・労働力等を確保するための実施体制等を整備しておくことが必要であるため、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、港湾土木工事に精通した企業を会員として設立された一般社団法人日本埋立浚渫協会の関東支部（以下「乙」という。）及び関東地区の港湾空港建設業者が加入する関東港湾空港建設協会連合会（以下「丙」という。）との間で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成 28 年 3 月 23 日）（以下「協定書」という。）を締結しているところである。

本業務は、防災拠点の応急復旧にあたって必要不可欠と判断する事項（整備局職員 の参集、駐機スポット設置、投光機設置、駐機スポット周辺のフェンス設置）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、本業務は乙が実施することが最も効果的である。

- 協定書第 3 条に規定するとおり、当局は、災害が発生し必要と認める場合は乙又は丙に協力要請を行うことができること。
- 協定書第 8 条に規定するとおり、当局、乙及び丙は相互の協力体制の充実・強化を図るために必要に応じ防災訓練を実施するとしていること。
- 当該訓練は、平成 22 年から、毎年、乙の会員にその業務を委託することにより実施してきているものであること。

なお、協定書第 6 条第 1 項の規定により、本年度における川崎港浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者は会員である東洋建設（株）横浜支店である旨の報告を乙より受けており、本年度においては、同社でなければ本業務の目的を達成することができないことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、東洋建設（株）横浜支店と随意契約するものである。

## 随意契約理由書

1. 業務件名 軽石漂流状況巡視及び回収
2. 履行場所 東京湾内海域
3. 随意契約の相手方 五洋建設株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 随意契約に付する理由

本件は、令和3年8月に発生した海底火山「福徳岡ノ場」の噴火が原因とみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾への軽石の漂流・漂着を発見するため、船舶による巡視を行い、発見した軽石の回収を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが重要であることから、軽石の漂流前に緊急的に防除体制を構築し迅速かつ的確な活動ができるよう措置することが必要不可欠であると判断し、「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日締結）第4条の規定に基づいて一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部（以下「日本埋立浚渫協会」という。）に対応可能な会員の情報収集要請を行った。

要請の結果、日本埋立浚渫協会から本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出動が可能である会員は、五洋建設株式会社 横浜営業支店のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、五洋建設株式会社 横浜営業支店を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、五洋建設株式会社 横浜営業支店と随意契約を行うものである。

## 随意契約理由書

1. 業務件名 軽石漂流に伴う撤去・回収作業模擬訓練
2. 履行場所 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭1号物揚げ場
3. 随意契約の相手方 五洋建設株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

## 5. 随意契約に付する理由

本件は、令和3年8月に発生した海底火山「福徳岡ノ場」の噴火が原因とみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾に軽石が漂流・漂着した場合を想定し、軽石を捜索し回収するための訓練を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが重要であることから、軽石の漂流前に緊急的に防除体制を構築し迅速かつ的確な活動ができるよう措置することが必要不可欠であると判断し、「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日締結）第4条の規定に基づいて一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部（以下「日本埋立浚渫協会」という。）に対応可能な会員の情報収集要請を行った。

要請の結果、日本埋立浚渫協会から本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出動が可能である会員は、五洋建設株式会社 横浜営業支店のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、五洋建設株式会社 横浜営業支店を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、五洋建設株式会社 横浜営業支店と随意契約を行うものである。

"

## 随意契約理由書

1. 業務件名 軽石漂流に伴う撤去・回収作業模擬訓練（その2）
2. 履行場所 千葉県館山沼地先（館山港及び港外周辺海域）
3. 随意契約の相手方 五洋建設株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

## 5. 随意契約に付する理由

本件は、令和3年8月に発生した海底火山「福徳岡ノ場」の噴火が原因とみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾に軽石が漂流・漂着した場合を想定し、軽石を捜索し回収するための訓練を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが重要であることから、軽石の漂流前に緊急的に防除体制を構築し迅速かつ的確な活動ができるよう措置することが必要不可欠であると判断し、「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日締結）第4条の規定に基づいて一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部（以下「日本埋立浚渫協会」という。）に対応可能な会員の情報収集要請を行った。

要請の結果、日本埋立浚渫協会から本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出動が可能である会員は、五洋建設株式会社 横浜営業支店のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、五洋建設株式会社 横浜営業支店を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、五洋建設株式会社 横浜営業支店と随意契約を行うものである。

## 随意契約理由書

1. 業務件名 軽石漂流に伴う撤去・回収作業模擬訓練（その3）
2. 履行場所 東京湾湾口部（久里浜港及び周辺海域）
3. 随意契約の相手方 五洋建設株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

## 5. 随意契約に付する理由

本件は、令和3年8月に発生した海底火山「福徳岡ノ場」の噴火が原因とみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾に軽石が漂流・漂着した場合を想定し、軽石を捜索し回収するための訓練を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが重要であることから、軽石の漂流前に緊急的に防除体制を構築し迅速かつ的確な活動ができるよう措置することが必要不可欠であると判断し、「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日締結）第4条の規定に基づいて一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部（以下「日本埋立浚渫協会」という。）に対応可能な会員の情報収集要請を行った。

要請の結果、日本埋立浚渫協会から本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出動が可能である会員は、五洋建設株式会社 横浜営業支店のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、五洋建設株式会社 横浜営業支店を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、五洋建設株式会社 横浜営業支店と随意契約を行うものである。

## 随意契約理由書

1. 業務件名 軽石漂流に伴う撤去・回収作業模擬訓練（その4）
2. 履行場所 東京湾湾口部（久里浜港及び周辺海域）
3. 随意契約の相手方 五洋建設株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

## 5. 随意契約に付する理由

本件は、令和3年8月に発生した海底火山「福徳岡ノ場」の噴火が原因とみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾に軽石が漂流・漂着した場合を想定し、軽石を捜索し回収するための訓練を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが重要であることから、軽石の漂流前に緊急的に防除体制を構築し迅速かつ的確な活動ができるよう措置することが必要不可欠であると判断し、「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日締結）第4条の規定に基づいて一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部（以下「日本埋立浚渫協会」という。）に対応可能な会員の情報収集要請を行った。

要請の結果、日本埋立浚渫協会から本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出動が可能である会員は、五洋建設株式会社 横浜営業支店のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、五洋建設株式会社 横浜営業支店を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、五洋建設株式会社 横浜営業支店と随意契約を行うものである。

## 随意契約理由書

1. 業務件名 令和3年度 軽石漂流に伴う海域調査訓練（水中カメラによる撮影）
2. 履行場所 東京湾湾口部（劔崎沖及び洲崎沖）
3. 随意契約の相手方 東亜建設工業株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

### 5. 随意契約に付する理由

本件は、令和3年8月に発生した海底火山「福德岡ノ場」の噴火が原因とみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾に軽石が漂流・漂着した場合を想定し、船舶にて水中カメラを用いて軽石を捜索し撮影するための訓練を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが重要であることから、軽石の漂流前に緊急的に防除体制を構築し迅速かつ確かな活動ができるよう措置することが必要不可欠であると判断し、「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日締結）第4条の規定に基づいて一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部（以下「日本埋立浚渫協会」という。）に対応可能な会員の情報収集要請を行った。

要請の結果、日本埋立浚渫協会から、本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出勤が可能である会員は、東亜建設工業株式会社 横浜支店のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、東亜建設工業株式会社 横浜営業支店を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、東亜建設工業株式会社 横浜支店と随意契約を行うものである。

## 随意契約理由書

1. 業務件名 軽石漂流に伴う回収軽石等揚陸及び処分
2. 履行場所 神奈川県横須賀市久里浜ふ頭久里浜1号岸壁
3. 随意契約の相手方 東亜建設工業株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

## 5. 随意契約に付する理由

本件は、令和3年8月に発生した海底火山「福徳岡ノ場」の噴火が原因とみられる軽石の漂流・漂着により、同年10月末以降、鹿児島県や沖縄県の複数の港湾・漁港において、離島航路や漁船等の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じたことから、我が国の社会・経済・行政等の中枢機能が集積する首都圏に位置する東京湾への軽石の漂流・漂着を発見するため船舶による巡視を行い、発見した軽石等を回収したところであり、今般各船舶に搭載しているコンテナが満載になったことから、回収物の揚陸・処分を行うものである。

本件は、東京湾内への軽石漂流・漂着被害を未然に防ぐことにより我が国の社会・経済活動の中心となる地域への影響を最小限に抑えることが重要であることから、迅速かつ的確に軽石を撤去・回収できる体制を継続する必要があるため緊急的な措置を要すると判断し、「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日締結）第4条の規定に基づいて一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部（以下「日本埋立浚渫協会」という。）に対応可能な会員の情報収集要請を行った。

要請の結果、日本埋立浚渫協会から本件の実施のために必要な要員及び資機材の確保、且つ速やかな出動が可能である会員は、東亜建設工業株式会社 横浜支店のみであるとの報告を受けたところであり、当該会員以外に対応可能な者を選定する時間的余裕はないと判断し、東亜建設工業株式会社 横浜営業支店を本業務の実施者として特定したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、東亜建設工業株式会社 横浜支店と随意契約を行うものである。